

秘 密 保 持 契 約 書

(以下、「甲」という)と株式会社青葉広告(以下、「乙」という)とは、甲より乙に対して開示される情報の秘密保持を目的として、以下の通り秘密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (秘密情報)

本契約において秘密情報とは、本契約に基づき、媒体および手段(文書、口頭、専用回線による通信、ファクシミリ、電子メール、光磁気ディスク等)の如何を問わず、甲が乙に開示する一切の情報のうち、以下の各号に定める情報を意味するものとする。

- (1) 文書により開示された情報で、機密である旨を「機密」または「秘」等の表記によって明示したもの
- (2) 口頭で開示した情報等については開示の時点において機密であることを明言したもの
- (3) 文書・口頭以外の方法で提供または開示された情報については、提供又は開示の際に適宜「秘密」である旨を表示したもの
- (4) 本契約の存在
- (5) (1) から (3) において表記がなくても、明らかに機密である事がわかるもの(管理者 ID や PASSWORD 等)については、本契約における秘密情報とする

第2条 (秘密保持)

乙は甲より開示される秘密情報を保持し、甲の事前の書面による承諾がない限り、秘密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。但し、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知又は公用となっていた情報
- (2) 開示を受けた時点で、既に正当な手段により所有していたと証明することができる情報
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらず、公知又は公用となった情報
- (4) 開示を受けた後に、正当な情報を有する第三者から合法的に入手したと証明することができる情報
- (5) 法律に基づく裁判所あるいは行政機関の要求により開示せざるを得ない情報

第3条 (目的以外使用の禁止)

乙は、秘密情報につき、甲へのデザイン制作又は集客サポートの目的(以下、「使用目的」という)にのみ利用することができ、使用目的以外に利用してはならないものとする。

第4条

乙は、秘密情報を善良なる注意をもって管理、利用するものとする。

第5条（秘密情報の返還及び廃棄）

1. 乙は、甲が要求した場合、又は契約期間が満了した場合は、直ちに秘密情報が記録されたすべての媒体を甲に返還する。
2. 甲は前項の返還に代えて、乙の責任において秘密情報等を破棄するよう請求することができる。
3. 乙のコンピューターのハードディスク等に記録されている秘密情報等、乙が甲に引き渡すことが困難な情報や、乙やその従業者が業務遂行に際して作成した秘密情報を含むメモ・ノート・手控え等については、甲の承諾を得てかかる情報を廃棄することにより、第1項の返還に代えることができる。

第6条（損害賠償）

乙が本契約に違反することにより、第三者が本件秘密情報を使用し、または本件秘密情報が公知となり、甲が損害を被った場合には、乙は甲に対し本契約違反によって生じた直接の損害を賠償しなければならないものとする。

第7条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対し書面による意思表示がない限り、更に1年間延長されるものとする。
2. 有効期間満了後も、第3条、第6条の定めは、本契約終了後もその効力を有するものとする。

第8条（協議事項）

本契約に関し、疑義が生じた時は、甲乙協議の上、双方誠意をもって解決するものとする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して、万が一甲乙間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

㊞

乙：東京都新宿区西新宿1丁目2番2号
新宿サンエービル13階
株式会社青葉広告
代表取締役 坂井一夫

㊞